

せいねんこうけんりようしえん
成年後見利用支援センター

サポートみなと

みなさまの心配ごとをともに考え、安心して、
自分らしく生活できるよう成年後見制度や
福祉サービスの利用についてお手伝いします。



- 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」下車 3番出口 徒歩6分
- 東京メトロ南北線・都営大江戸線「麻布十番駅」下車 7番出口 徒歩10分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」下車 2番出口 徒歩10分
- 港区コミュニティバス(ちいばす)麻布ルート・田町ルート「麻布地区総合支所前」下車

しゃかいふくしほうじん みなとくしゃかいふくしきょうぎかい せいねんこうけんりようしえん
社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係

成年後見利用支援センター

サポートみなと

〒106-0032

東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所 2階

☎ 6230-0283

FAX: 6230-0285

うけつけ
受付
じかん
時間

げつようび きんようび ごぜんじ ふん ごごじ ふん
月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
どにちしゅくじつ ねんまつねんし のぞ
(土日祝日・年末年始を除く)



※港区社会福祉協議会は、社会福祉に関する事業・活動を行い地域福祉推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。
地域住民の福祉増進を図るための公共性と自主性をもった非営利の民間団体です。



しゃかいふくしほうじん みなとくしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 港区社会福祉協議会

はじめに

私たちは、日々の生活の中で、さまざまな法律行為をしながら生活しています。

法律行為というと、なじみにくいもののようですが、不動産の売買契約などに限らず、お店で買い物や飲食した時や、福祉サービスの契約など、その内容は幅広く、私たちの生活の中で日常的に行われています。

しかし、認知症・知的障害・精神障害などによって、判断能力が不十分になった時に、適切な選択をしながら、生活をしていくことは困難です。

そこで、**サポートみなと**では成年後見制度の利用支援と福祉サービス利用援助事業を行い、みなさまの心配ごと(悩みや不安)をともに考え、住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしく生活できるようにお手伝いします。

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人を保護・支援するため、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つから成り立っています。**「法定後見」**とは、**すでに**、判断能力が不十分な人を、家庭裁判所が選んだ後見人等が支援する制度です。**「任意後見」**とは、**将来**、判断能力が衰えたときに備えて任意後見人を決め、支援して欲しいことを書面(公正証書)であらかじめ約束しておく制度です。

ふくし りようえんじょじぎょう

福祉サービス利用援助事業とは？

高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思で**サポートみなと**と契約できる人)を対象に、福祉サービスの情報提供や利用の手続き、日常的な金銭管理、大切な書類などの預かりを行い、地域で安心した生活が送れるようにお手伝いします。

目次

- はじめに 2
- 「サポートみなと」の事業 4
- 法定後見制度 6
- 任意後見制度 10
- 福祉サービス利用援助事業 12
- 福祉サービス利用援助事業 Q&A 14

サポートみなとは、成年後見制度等のご相談をお受けしています。

- ① 成年後見制度の相談・利用支援
- ② 成年後見人等のサポート
- ③ 福祉サービス利用援助事業
- ④ 弁護士等による福祉専門相談
- ⑤ 普及・啓発活動

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係
成年後見利用支援センター

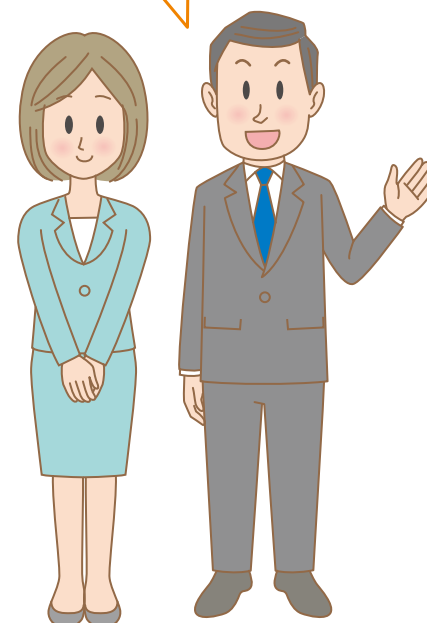
サポートみなと

☎ **6230-0283** FAX:6230-0285

受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日・年末年始を除く)

お気軽に
ご相談下さい



「サポートみなと」は成年後見制度・福祉サービスの利用を支援します。

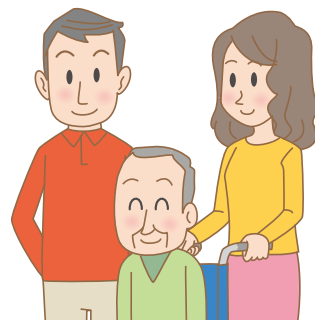
1 成年後見制度の相談・利用支援

成年後見制度の利用などについて、個別に事情を伺い、相談をお受けします。また、成年後見制度や申立て手続きの説明などを行い、家庭裁判所への申立ての支援をします。必要に応じて、家庭裁判所や適切な専門機関へおつなぎします。

後見人等候補者の推薦	第三者(専門職)後見人候補者の紹介が必要な場合に、状況等に応じ、適切な後見人等候補者を推薦します。
申立て経費の助成	申立て経費を申立人も本人も負担することが困難な場合に港区が助成します。(助成には一定の要件があります)
親族向け後見人講座	成年後見制度の利用を検討している人や、すでに、成年後見人等として活動している人などを対象に講座を開催します。
社会貢献型後見人等候補者の養成	社会貢献的な精神で、後見活動にあたる「社会貢献型後見人」候補者を養成し、港区に登録します。受任調整は適性を見極めながら行います。なお、選任後は本会が監督人として支援します。

2 成年後見人等のサポート

港区内で後見人等として活動をしている親族などのご相談について対応します。具体的には、区内5ヶ所の高齢者相談センターなどと連携し、福祉サービスについて情報提供し、専門的なアドバイスを受けられるよう適切な機関におつなぎします。



親族後見人の支援	親族後見人が安心して後見活動に取り組むことができるよう、活動の相談やニュースレターによる情報提供等により活動を支援します。
成年後見人等の連絡会	後見活動をしている人を対象として、連絡会を開催し、後見活動に役立つ情報の提供や後見人同士の交流・情報交換の場として、後見活動が円滑に進められるよう支援します。
後見報酬の助成	法定後見制度を利用している被後見人等が、第三者(専門職)後見人の報酬を支払うのが困難な場合に港区が助成します。(助成には一定の要件があります)

3 福祉サービス利用援助事業

高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思で「サポートみなと」と契約できる人)を対象に、福祉サービスの情報提供や利用の手続き、日常的な金銭管理、大切な書類などの預かりを行い、地域で安心した生活が送れるよう、お手伝いします。(有料)

詳しくは、P.12～13をご覧ください。

4 弁護士等による福祉専門相談

「サポートみなと」に寄せられたご相談やご要望に応じて、専門的判断が必要と思われるときには、無料で弁護士による相談を利用できます。

たとえば…

- * 成年後見制度
- * 財産管理やそれに伴う今後の生活
- * 福祉サービスの利用に関するトラブルや疑問
- * 権利侵害 などについて

相談日 月2回
午後1時30分～4時30分 1人50分程度
(予約受付順)

※職員による相談は、随時実施しています。
※1案件につき1回のみのご利用となります。



5 普及・啓発活動

講演会などを通じた成年後見制度の普及・啓発や、町会・自治会・地域団体などの要望により成年後見制度の説明(講師派遣)等を行います。
気軽にご相談ください。



6 法人後見事業

他に適切な後見人等が得られないなど、港社協による法人後見受任が適切と判断される場合に、港社協が後見人、保佐人、補助人となります。

これらの事業に対して寄せられた、不満・苦情は、港区社会福祉協議会の第三者委員を含む苦情受付体制、または、「サポートみなと」の運営委員会に諮り解決します。また、必要な場合には、東京都社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会に申し出ることもできます。

せい ねん こう けん せい ど ほう てい こう けん
成年後見制度(法定後見)について

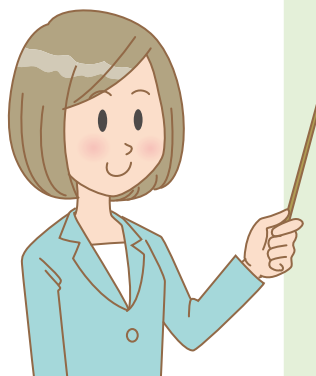
認知症や知的障害・精神障害などによって、判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度です。具体的には、財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約などを、本人の福祉や生活に配慮しながら本人と一緒に、家庭裁判所に選任された**補助人・保佐人・成年後見人**が行います。また、悪質商法等による被害を防ぐため、成年後見人等には、取消権が与えられ、本人が行った不利益契約を取り消すこともできます。本人の判断能力の程度によって**補助・保佐・後見**の3種類に分けられており、類型によって成年後見人等に与えられる法的権限の範囲等が異なります。

●判断能力の図



※判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれています。類型の内容は、P.8～9を参照ください。

判断能力が
十分でない方を
法律的に支援する
制度です



ほ じょ
補助

重要な財産管理などを
一人ですることが
不安である。

対象者は判断能力に
不安がある人
※判断能力が不十分

補 助 人

補助人は申立時に本人が選択した特定の法律行為を代理権や同意権・取消権(民法13条第1項※で定められているものに限る)によって支援します。申立て開始には本人の同意が必要です。

ほ さ
保佐

重要な財産管理などに
支援が必要である。

対象者は判断能力に
かなり衰えがある人
※判断能力が著しく不十分

保 佐 人

保佐人は申立時に本人が選択した特定の法律行為を代理権や同意権・取消権によって支援します。※民法第13条第1項の行為については当然に保佐人に同意権・取消権が与えられます。

こんなときに利用できます

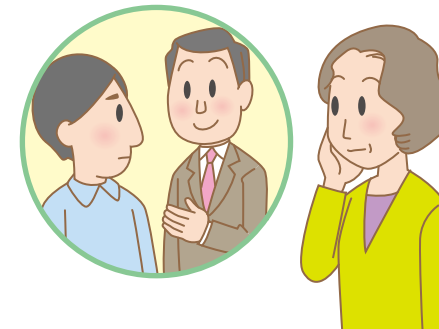
判断能力が低下している本人に代わり銀行で預金を払い戻そうとしたところ「成年後見制度を利用するように」といわれた。



不動産などの処分をしなくては行けないが、手続きが不安…。



知的障害のある息子を支援してくれる人をつけておきたい…。



認知症の母親が何度も悪質商法の被害にあっているのを防止したい。



こう けん
後見

財産管理などが
一人ではできない。

対象者はほとんど
判断ができない人
※判断能力を欠く常況

成年後見人

後見人は日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わって行い、必要に応じて取り消します。

※民法第13条第1項

- ①預貯金を払い戻したり、貸したお金の返済を受けること
- ②金銭を貸し付けること
- ③金銭を借りたり、保証人になること
- ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること
- ⑤民事訴訟の当事者となって訴訟行為をすること
- ⑥贈与、和解、仲裁合意をすること
- ⑦相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ⑧贈与や遺贈を拒絶、放棄したり不利なそれらを受けること
- ⑨新築、改築、増築や大修繕をすること
- ⑩民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

こう けん にん あた し えん ない よう
● 後見人等に与えられる支援内容

だい り けん
代理権

ざい さん かん り
財産管理

預貯金の預入れ、払戻し、権利証や通帳などの保管、各種行政上の手続き、不動産の管理・処分、遺産相続の手続きなど



しんじょう ほ ご
身上保護

介護をはじめとする福祉サービスの契約や、医療・福祉施設への入退所手続、各種支払い行為など

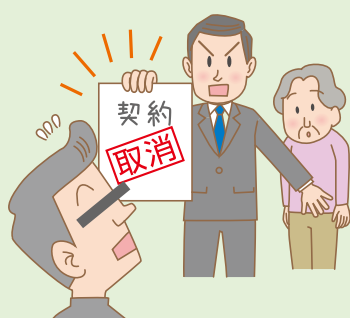
どう い けん
同意権

本人が結ぶ契約に保佐人・補助人が同意すること



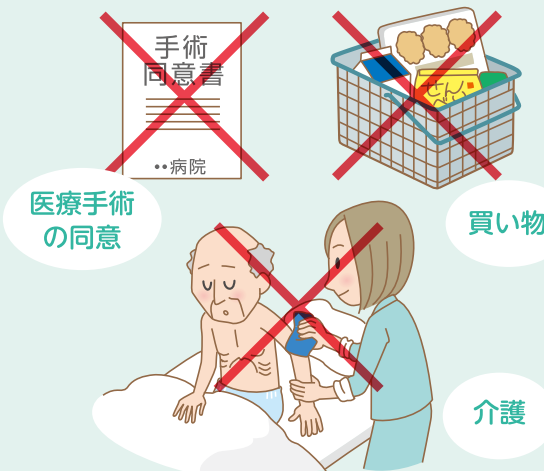
とり けし けん
取消権

本人に不利益な契約を取り消すこと(ただし、日常生活に関する行為は除く)



こう けん にん とう し えん
後見人等の支援に含まれないこと

- 保証人や身元引受人・医療手術の同意など
- 毎日の買い物や介護などをする事
- 葬儀を出すことなど



知っておきたいこと

- 申立人と後見人等は必ずしも同一の人ではありません。後見人等は家庭裁判所が選任します。
- 後見人等の活動は、本人の判断能力が回復するか死亡するまで続きます。
- 後見開始により、印鑑登録が抹消されます。
- 後見人等は家庭裁判所の監督を受け、定期的に報告書を提出する必要があります。
- 後見人等の職務のうち、本人の住んでいる不動産の売却や賃貸借契約の解除などについては家庭裁判所の許可が必要です。
- 法定後見人等の報酬は、後見業務の事務内容や本人の資力などに応じて、家庭裁判所が決め、本人の財産から支払われます。
- 報酬のほかに、事務の遂行に必要な費用(通信費や交通費など)は、本人の財産から支払われます。
- 本人の財産の内容によっては、信託銀行等の「後見制度支援信託」等を利用するよう家庭裁判所から促される場合や、専門職後見人等もしくは成年後見監督人等が選任されることがあります。

もうし た て つづ なが
法定後見制度の申立て手続きの流れ 法定後見制度 を利用するには、家庭裁判所に対する申立て手続きが必要になります。

ステップ 1

もうし た じゅん び
申立て準備

- 本人の判断能力・日常生活・経済状態をできる範囲で把握します。
- 申立人や後見人等の候補者を検討します。候補者に心当たりがないときは、**サポートみなと**までご相談ください。
- 成年後見制度専用の診断書の作成を医師に依頼します。※申立てに必要な書類などについては、東京家庭裁判所のサイトからダウンロードするか、**サポートみなと**までご相談ください。

ステップ 2

もうし た
申立て

申立人が本人の住所地の家庭裁判所に補助／保佐／後見の開始申立てをします。
※申立てに要する標準的な費用は2～12万円(申立て費用・鑑定料)程度です。
※申立てができる人は本人・配偶者・四親等内の親族、市区町村長などです。

ステップ 3

ちょう さ かん てい しょう かい
調査・鑑定・照会

【調査】家庭裁判所の職員が申立人や本人、後見人等候補者と面接します。
【鑑定】「保佐」「後見」の申立てをする場合、本人の判断能力の程度について家庭裁判所から医師に鑑定を依頼することがあります。
【照会】家庭裁判所が親族に対し、意向を確認することがあります。

ステップ 4

しん り
審理

申立人から提出された書類や医師による鑑定の結果、調査結果等の内容を裁判所が検討します。

知っておきたいこと

- 申立てから審判までは、一般的に2～3ヶ月程度といわれています。
- 申立てにかかる費用は、原則申立人が負担し、後見人等が就任してから本人の財産から返されます。
- 申立てに要する費用の助成、後見人等候補者の推薦については、P.5を参照ください。

ステップ 5

しん ばん
審判

・後見等開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる人を成年後見人等に選任します。
・審判結果(審判書)が、申立人と本人、後見人等に通知されます。通知があってから2週間の不服申立て期間(即時抗告期間)を経て審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。

ステップ 6

かい し
開始

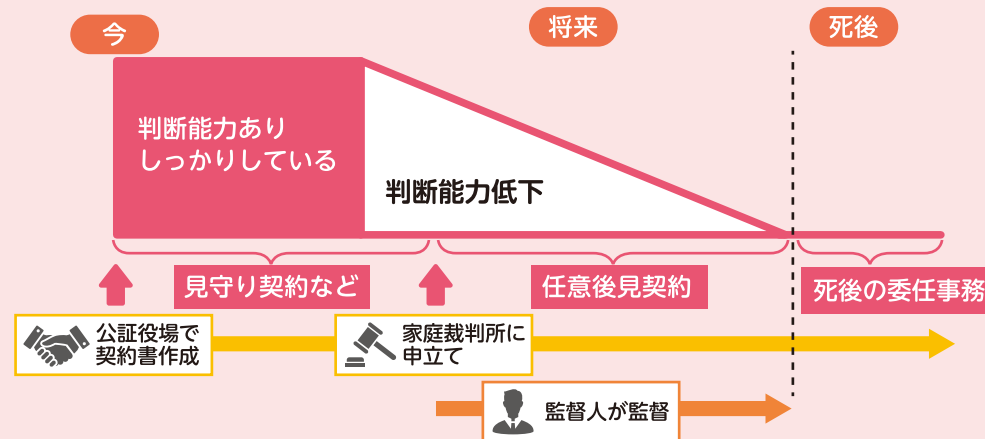
審判確定後、法務局に成年後見の登記がされた後、後見人等がその権限の範囲において、本人を援助します。後見人等の職務について、家庭裁判所や成年後見監督人等が監督します。
※審判内容は戸籍には記載されません。

成年後見制度(任意後見)について

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人(任意後見受任者)と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。任意後見受任者が家族等でない場合、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結び、任意後見の開始の時期を失することがないように配慮した方がよいでしょう。

●任意後見イメージ図



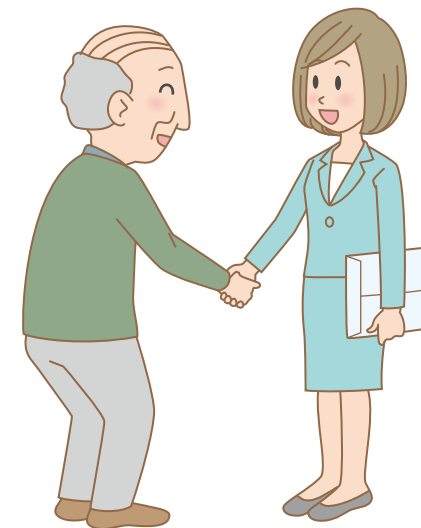
契約締結能力がある人が対象です

このような時にご利用できます

将来、認知症になったときには、自分が判断できないことをこの人に決めてほしい。

初期アルツハイマー病と診断された。病気が進行した後のことを任せる人を決めておきたい。

自分が認知症になってしまったあと、自宅の管理をどうすればいいか心配。



知っておきたいこと

- 任意後見人に支払う報酬額は、契約をする前に、本人と任意後見受任者との間で決めます。
- 任意後見監督人に支払う報酬額は、後見監督の事務内容や本人の資力などに応じて、家庭裁判所が決めます。
- 任意後見人には**同意権・取消権**による支援はありません。

任意後見制度の手続きの流れ

任意後見制度を利用するには、まず、公証役場で契約。判断能力が低下したら、家庭裁判所に対して、任意後見監督人選任の申立て手続きが必要になります。

ステップ 1

どうしたいかを考える

将来、判断能力が不十分になったときに、どのような生活をしたいのか、そのために、どのような援助を受けたいのか、を考えます。受けたい援助の内容を任せられる人(または法人)を探します。
※任意後見受任者の候補に心当たりがないときは、**サポートみなと**で候補者の推薦が可能です。

ステップ 2

任意後見受任者の候補と話をする

任意後見受任者の候補に自分の希望を伝え、話し合い、任意後見受任者としての適否・合意事項を確認します。任意後見受任者が家族等ではない場合、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結ぶこともできます。

ステップ 3

任意後見受任者と契約

援助の内容が決まったら本人と任意後見受任者は、公証役場において、その内容について書面(公正証書)により正式に契約を交わします。
※契約に要する費用は、3万円程度です。

ステップ 4

判断能力低下申立て

本人の判断能力低下後、本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。
※申立てに要する標準的な費用は2~12万円程度です。
※申立てができる人は本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。

ステップ 5

調査

申立て理由の調査や法定後見開始の有無、任意後見人として不適格等事情がないか調査した後、審理などの手続きが行われ、任意後見監督人を選任します。
そして、任意後見受任者が任意後見人となります。

ステップ 6

開始

契約内容に基づいて任意後見人が援助します。任意後見人の職務について、家庭裁判所が任意後見監督人を通じて監督します。

本人の判断能力が低下したら

福祉サービス利用援助事業

福祉 大切

サービスの利用について不安のある人や 物の保管が心配な人

サポートみなとが
お手伝いします



福祉サービス利用援助事業について

福祉サービスの利用援助や**日常的**な金銭管理、大切な書類などのお預かりを行い、地域で安心した生活が送れるよう、お手伝いします。

利用できる人

港区内で**在宅生活**をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人（**自分の意思で契約できる人**）

サービス内容

①を基本に②・③のサービスをご利用いただけます。

※②と③だけの利用はできません。

サービスの種類	サービス内容	利用料
①福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助、郵便物の確認など	基本料金:1回1時間まで 1,500円
②日常的金銭管理サービス	預貯金等の払戻し・預け入れ、公共料金や家賃等の支払いの援助など	延長料金:30分単位で 600円を加算
③書類等の預かりサービス	大切な書類などのお預かり [お預かりできるもの] ●預貯金通帳 ●実印・届出印 ●書類(不動産の権利証、年金証書、保険証書など)	1ヶ月500円

●お預かりできないもの…現金、有価証券、宝石、自宅のカギ、書画、骨董品など
●サービス提供時に必要な交通費(利用者宅から金融機関等への往復など)は、利用者負担になります。
●利用料の減免制度があります。(前年分住民税非課税の人は半額。生活保護受給者は免除)

こんなときに利用できます

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いを手伝ってほしい…。



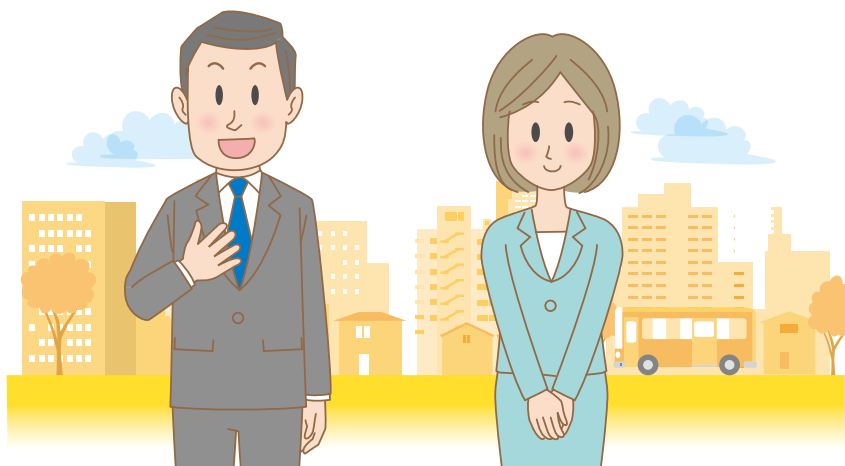
通帳や権利証の管理が心配なので預かって欲しい…。



体が不自由なので銀行や公共料金等の支払いに代わりに行ってほしい。

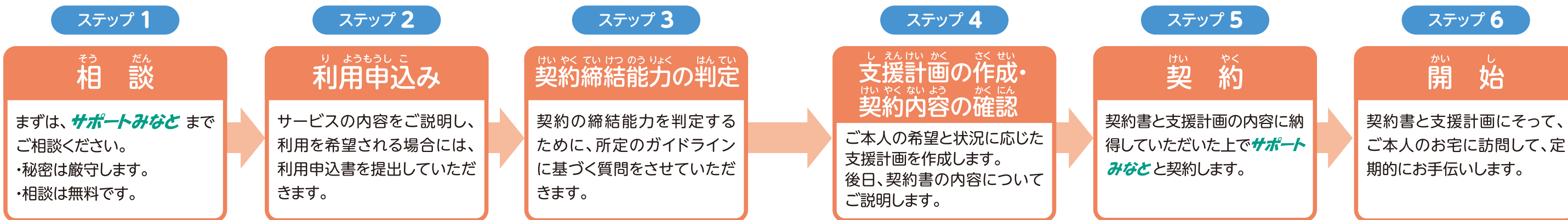


郵便物や手続きに必要な書類を、一緒に確認してほしい。



サポートみなとの「生活支援員」が定期的にお宅に訪問して、お手伝いします。プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽にご相談ください。

福祉サービス利用までの流れ



サポートみなとの事業

法定後見制度

任意後見制度

福祉サービス利用援助事業

よくある質問

Q1



相談してから契約までには
どれ位かかりますか？

ご本人の大切なお金のやりとりに関わる契約のため、ご利用の意思確認やそれに基づく支援計画の作成など、相談から契約までにはおよそ1～2ヶ月かかります。

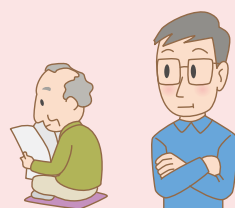


Q2



自分のお金のことについて、
家族に知られないように利用
したいのですが…？

ご本人との契約によりお手伝いするものですので、この事業を利用していることや利用内容について、ご本人の了解なしにはたとえ家族からの要請であっても情報提供することはありません。秘密は厳守します。

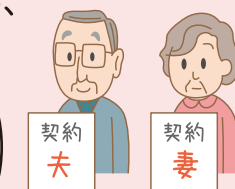


Q3



夫婦で暮らしていますが、ど
ちらか1人が契約すれば、2人
もサービスを受けられますか？

この事業は、個人別の契約になるため、おひとりずつ契約していただきます。
(たとえば、ご本人以外の名義の通帳から払戻しするなどのお手伝いはできません。)

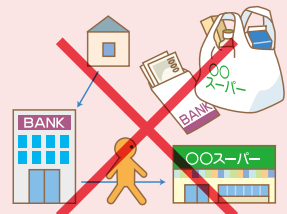


Q4



銀行での払戻しのついでに、
買い物を依頼することはでき
ますか？

この事業では、買い物・炊事・洗濯・掃除などの
お手伝いはできません。



Q5



契約締結能力が不十分な場
合は、どのようにになりますか？

成年後見制度など他の制度を利用できるよう、情報提供や関係機関との連絡調整等の援助を行います。
また、すでにこの事業を利用されている人で、判断能力の低下により、意思の確認ができなくなった場合は、原則として成年後見制度を利用できるよう援助した上で解約となります。



Q6



本人の利用意思がない場合
は、どのようにになりますか？

この事業は自分の意思で契約ができる人が対象ですので、利用意思がない場合は、契約できません。しかし必要に応じて、本人宅に訪問する等、本人にサービスの内容や必要性について職員から説明させていただきます。



成年後見制度の利用に関すること

Q&A
よくある質問

Q1



成年後見制度の利用を考えていま
す。第三者(専門職)の人にお願
いしたいと考えていますが、不正にお金
が使われてしまわないか心配です。

成年後見制度は家庭裁判所の監督の下に成年後見人等の活動が行われます。(年1回の定期報告が必須です)また、各専門職団体でも後見人等の活動内容をチェックし、後見活動が本人のために適切に行われているかを確認しています。

Q2



毎月の生活費で収入(年金等)は
使い切ってしまう、貯蓄もありま
せん。このような場合でも成年
後見制度は利用できますか？

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護をし、保護・支援するための制度です。財産がない場合も利用ができます。裁判所への申立費用や第三者(専門職)後見人の後見活動の報酬についても、一定要件のもとで港区が助成する制度があります。

Q3



社会貢献型後見人とはどの
ような人ですか？

社会貢献型後見人とは地域の住民が共に成年後見制度を支えていく仕組みとして、港区が養成(一定の研修等)して、活動する後見人です。
被後見人(ご本人)の状況や養成した人の適性を見極めながら、受任調整を行います。なお、後見人選任後は、本会が法人後見監督人として後見人等の日々の活動を確認・サポートします。

Q4



港区社会福祉協議会が行って
いる法人後見事業を利用でき
るのはどのような人ですか？

本会が受任する場合は、港区在住(施設入所者含)で、他に適切な後見人等を得られない場合や区長申立てのケースで本会による支援が必要な場合等の要件があります。
なお、専門職等外部委員で構成する本会の「成年後見利用支援センター運営委員会」で検討し、総合的に判断し適当と認められた場合に後見人候補者となります。